

インドネシア：天然資源の外貨建て輸出に関する政令の変更

アジアニュースレター

2025 年 5 月 1 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Andhika Indrapraja](#)

Aindrapraja@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Elvina](#)

eelvina@wplaws.com

インドネシア政府は、2025 年政令第 8 号(2025 年 3 月 1 日施行。以下「本政令」といいます。)を制定しました。本政令は、2023 年政令第 36 号「天然資源の事業、管理または加工からの外貨建て輸出収益に関する政令」(以下「旧政令」といいます。)を改正して、インドネシアの外貨準備高を増加させるための措置を講ずるものです。

旧政令下から続く規制の概要は、輸出額が少なくとも 250,000 米ドルの鉱業、プランテーション、林業、漁業などの特定の天然資源製品の輸出業者は、特定の天然資源輸出品の外貨建て輸出額(*Devisa Hasil Ekspor dari Barang Ekspor Sumber Daya Alam*、以下「DHE SDA」といいます。)のうち一定額を、インドネシア輸出金融機関(*Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia*、以下「Eximbank」といいます。)またはその他の外国為替業務を行うインドネシアの銀行の指定口座に留保することが義務付けられている、というものです。

本政令による最も重要な変更点の一つは、DHE SDA の最低留保額および留保期間に関して本政令が旧政令よりも厳しい義務を課している点です。これにより、輸出業者の資金繰りには従来以上の影響が生じる可能性があります。一方で、本政令により、輸出業者は、一定の状況下においては留保された DHE SDA を業務上および財政上の要請に応じて使用することが認められており、旧政令と比較してより柔軟に留保 DHE SDA を使用することが可能になりました。

旧政令と本政令の変更点の要点は、以下の通りです。

番号	事項	旧政令	本政令
1.	DHE SDA の最低留保額および期間	一定の鉱業、プランテーション、林業および水産物からの DHE SDA の少なくとも 30%は、最低 3 ヶ月間の留保が必要。	- 石油およびガスの場合、DHE SDA の少なくとも 30%を最低 3 ヶ月間留保することが必要。 - 他の鉱業部門(石油・ガスを除く)、一定のプランテーション、林業および水産物については、DHE SDA の 100%を少なくとも最低 12 ヶ月間留保することが必要。

2.	留保期間中の DHE SDA の使用	使用禁止	留保期間中、留保中の DHE SDA を以下の目的で使用する事が可能。 (a) インドネシアルピアへの変更 (b) 租税、国税以外の歳入、その他外国通貨による政府への支払 (c) 外国通貨による配当金の支払 (d) 外国通貨による一定の資本およびサービスの調達に対する支払 (e) 資本財調達のための外貨建て融資の返済 DHE SDA を使用するには、輸出業者は関連する Eximbank または銀行に以下の書類を提出することが必要。 (i) (b)-(e)については、DHE SDA 使用の証拠 (ii) (d)-(e)については、輸出者の陳述書 上記(a)～(e)の目的で使用される留保 DHE SDA の額は、最低留保額から控除するものとして計算され、DHE SDA の当初の最低留保額に満たない部分を補充することは不要。
3.	財務省の Eximbank および関連銀行に対する調査	なし	財務省により、Eximbank およびその他の関連銀行への DHE SDA の留保の履行状況が調査される。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com